

令和3年度の自治基本条例の推進に係る取組結果

茅ヶ崎市における自治の更なる推進を図るため、令和3年3月に「茅ヶ崎市自治基本条例推進方針(以下「推進方針」という。))を作成し、条例の定着と安定的な運用を目指しています。

推進方針に基づき、各課かいにおける取組状況を把握し、条例を踏まえた業務の振返りや改善につなげることを目的として、

- 自治の推進に係る各課かいの取組状況の確認
- 推進方針の「条文に規定された事項を推進するための取組」の取組状況の確認及び「取組の状況」の更新

を行いました。

取組状況の確認は、毎年度実施し、次年度の取組につなげるとともに、条例第30条に基づく4年毎の自治基本条例の検証において、自治の推進に適合したものであるかを検証する際に活用します。

また、職員一人一人が、市政運営の基本原則である市民参加や情報共有、説明責任等の重要性を理解するとともに、自治基本条例の理念を踏まえ日々の業務を遂行するという意識を高めることを目的に、自治基本条例職員研修を実施しました。

令和3年度に実施したこれらの取組状況の結果について、報告します。

1 自治の推進に係る各課かいの取組状況の確認【全課かい対象】

推進方針で掲げる、自治を推進する上で必要となる6つのキーワード(①「取組の見える化」、②「周知・啓発」、③「職員の人材育成」、④「説明責任」、⑤「わかりやすい公表」、⑥「情報化社会への対応」)及び条文ごとに示した「取組の方向性」を踏まえた取組状況の確認を行いました。

(1) 照会・回答期間

令和4年2月15日から同年3月15日まで

(2) 実施した取組結果と課題及び改善策

参考資料1 取組確認シート1「6つのキーワード 取組結果表」のとおり、全ての課かいにおいて6つのキーワード全項目に関する取組を実施していました。一部の課かいにおいては、その取組に対する課題及び改善策が挙がっています。

確認できた結果については、次のとおりです。

① 取組の見える化

多くの課かいで、所管の事業に関する取組状況や実施結果を年度毎に公表する等、取組状況の見える化に取り組んでいます。

一部の課かいにおいて、挙げた課題及び改善策の類型は次のとおりです。

【課題の類型】

- ア コロナ禍の影響による取組の公表機会の減少
- イ 取組について市民により一層関心を持ってもらうための公表

【改善策の類型】

- ア コロナ禍における取組の公表機会の確保策の検討及び実施
- イ 取組について市民により一層関心を持ってもらうための公表方法の検討及び実施

② 周知・啓発

多くの課かいで、ホームページや広報紙のほかに、所管課の事業に関するパンフレットやハンドブックの作成・配布、SNSによる情報発信等様々な媒体を活用して周知・啓発に取り組んでいます。

一部の課かいにおいて、挙げた課題及び改善策の類型は次のとおりです。

【課題の類型】

- ア より効果的な周知・啓発
- イ コロナ禍の影響による周知・啓発の機会の減少

【改善策の類型】

- ア ターゲットに応じた周知・啓発の方法の検討及び実施
- イ 対面接触せずとも周知・啓発できる方法の検討及び実施

③ 職員の人材育成

多くの課かいで、職員研修の実施や、課内での勉強会、OJT等により職員の人材育成に取り組んでいます。

一部の課かいにおいて、挙げた課題及び改善策の類型は次のとおりです。

【課題の類型】

- ア 研修、OJTの時間の確保
- イ コロナ禍の影響による、研修の中止、変更
- ウ 研修内容・方法等の工夫
- エ 業務の情報共有

【改善策の類型】

- ア 研修の質を一層高める等の体制整備
- イ・ウ オンラインによる研修等、開催・参加方法の工夫
- エ 他業務の情報共有機会の確保

④ 説明責任

多くの課かいで、市民に対し、窓口や電話等で所管する事業について、丁寧、適切な説明

に取り組んでいます。

一部の課かいにおいて、挙げた課題及び改善策の類型は次のとおりです。

【課題の類型】

- ア よりわかりやすい説明の方法
- イ 求められていることを的確にとらえた説明の方法

【改善策の類型】

- ア よりわかりやすい説明の方法の検討及び実施
- イ 求められていることを的確に把握をした説明の実施

⑤ わかりやすい公表

多くの課かいで、市ホームページやパブリックコメントに掲載する資料は、市民が理解できるよう分かりやすいものにする等取り組んでいます。

一部の課かいにおいて、挙げた課題及び改善策の類型は次のとおりです。

【課題の類型】

- ア よりわかりやすい公表のための表現方法の工夫
- イ 情報の受け手に合わせた公表の手法の選択

【改善策の類型】

- ア 公表内容・手法等の更なる見直し
- イ 多様な公表方法の整備

⑥ 情報化社会への対応

多くの課かいで、新型コロナウイルス感染拡大防止のため WEB を活用した会議や講座の実施等取り組んでいることのほか、一部の課かいでSNSを活用して市政情報の公表等取り組んでいます。

一部の課かいにおいて、挙げた課題及び改善策の類型は次のとおりです。

【課題の類型】

- ア DX推進に伴う職員のスキル向上
- イ 行政サービスの受け手に合わせた情報技術の活用
- ウ オンラインを活用した研修やイベント等の機会の拡充

【改善策の類型】

- ア DXの推進に関する研修や学ぶ機会の充実と実践
- イ 多様な情報発信方法の確保
- ウ オフラインで実施している取組のオンライン化

挙げた6つのキーワードの課題については、各課かいにおいて改善方策を検討し、実践することで、6つのキーワードの取組の更なる充実を図ります。その取り組んだ内容は、来年度改善でき

たか検証を行っていきます。

また、引き続き6つのキーワードを意識し、業務にあたるよう職員の意識啓発に努めていきます。

2 推進方針の「条文に規定された事項を推進するための取組状況」の確認及び「取組状況」の更新【担当課かい対象】

推進方針で示した自治基本条例の条文ごとの「取組の方向性」を具現化するための取組である「条文に規定された事項を推進するための取組」全55項目の状況を照会し、確認を行いました。

また、推進方針にある「条文ごとの取組シート」の「4 取組の状況」に掲載された取組状況についても、取組の見える化を図るため更新しました。

(1) 照会・回答期間

令和4年2月15日から同年3月15日まで

(2) 実施した取組結果と課題及び改善策

参考資料2 取組確認シート2 「条例に規定された事項を推進するための取組」のとおり、全ての課かいで掲げた取組が実施されていました。

また、各取組の記載内容で、課題及び改善策に挙げられているもののうち、類型的なものについては次の3点が挙げられます。

課題①：周知啓発や情報発信の方法などに関すること

市民への公表や市民の利用促進などに係る取組について、制度の利用が普及していない、情報発信の拡充や的確なニーズの把握が必要等、市民への周知啓発の方法や適切な媒体による情報の発信などに関する課題が見られました。

【課題が挙げた取組】

取組 No.19 特定歴史公文書等利用制度の適正な運用

取組 No.23 広報媒体へのニーズに合わせた情報の掲載

取組 No.34 的確な財政見通しに基づく財政の運営及び公表 など

課題②：職員への意識啓発や注意喚起に関すること

職員への意識啓発や注意喚起等の取組について、より一層の取組推進が必要であるという記載が見られました。

【課題が挙げた取組】

取組 No.18 情報公開制度の適正な運用

取組 No.22 市政情報コーナーの充実

取組 No.25 行政文書及び特定歴史公文書等の適正・適切な管理

取組 No.26 個人情報保護制度の適正な運用 など

課題③：新型コロナウイルスの影響による研修等の延期・中止について

職員への意識啓発や注意喚起等のための研修や外部機関等との会議について、新型コロナウイルスの市内感染のまん延防止を図ることを目的に定めた「新型コロナウイルス市内感染のまん延防止に係る取り組み方針」に基づき、不要・不急なもの又は感染防止対策を実施し行うことができないものに関しては、中止や延期とした取組が見られました。

【課題が挙げた取組】

取組 No.4 議会の権能の適切な行使の推進

取組 No.5 市民参加の推進

取組 No.11 職員の育成

取組 No.15 職員の自己啓発に対する支援

取組 No.24 附属機関等の会議の公開

取組 No.30 政策法務の推進

取組 No.51 湘南広域都市行政協議会との連携

取組 No.54 平塚市との連携 など

市民への周知啓発や情報発信の方法等については、「6つのキーワード」のうち、「①取組の見える化」や「②周知・啓発」、「⑤わかりやすい公表」に掲げられていることから、引き続き、社会状況の変化に応じて工夫しながら行う必要があると考えられます。

また、職員の意識啓発や注意喚起等に関する取組や外部機関等との会議についても、様々な社会状況下においても継続的に対応できるよう、オンラインの効率的な活用など開催方法を工夫して取組を進める必要があります。

3 自治基本条例職員研修の実施状況

(1) 研修について

① 受講対象者

「課長級までの行政給料表(1)の職員」及び「行政給料表(2)の職員」(療休、産休、育休等の職員を除き、任期付・再任用職員を含む。)

※ 新型コロナウイルス感染症の感染者数等の状況を踏まえ、今年度の研修は、市立病院及び保健所に所属する職員は対象外としました。

② 受講期間

令和4年2月15日(火)～同年3月7日(月)まで

③ 研修の構成

自治基本条例に関する研修資料を各職員が一読後、最後に確認テストを実施したものです。

④ 受講方法

研修の受講方法は、次のとおりです。

- ア. e-kanagawa 電子申請システムを活用した非対面型の方法。
- イ. 紙媒体の研修資料を配布し、それを基に受講する方法。

(2) 研修実施結果及び考察

参考資料3「職員研修実施結果」のとおり、確認テストの設問ごとの正答率について、設問1及び設問2が98%以上である一方で、設問3については正答率が80%弱、設問4、5については正答率が80%後半、という結果となりました。

設問3は、令和2年度に実施した検証の内容に基づき、講ずる措置として作成した推進方針の名称とその目的について問うものであり、推進方針の庁内周知度が十分でないことが分かりました。

【各設問の内容】

設問1:自治基本条例の目的を問うもの

設問2:自治基本条例第11条「職員の責務」の内容を問うもの

設問3:推進方針の名称とその目的を問うもの

設問4:推進方針の6つのキーワードを問うもの

設問5:推進方針の検証サイクルの内容を問うもの

条例の定着と安定的な運用のため、自治基本条例推進方針について、前述の「6つのキーワード」を踏まえた取組状況のフィードバックや、職員研修等により、引続き更なる庁内周知を図ります。